

平成31年3月 制定
令和5年3月 最終改正

綾瀬市教育委員会

綾瀬市中学校部活動方針

1 本方針策定の趣旨等

部活動は、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、個性の伸長、自主性や協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資する等、学校生活をより豊かにするものである。

この様に教育的価値の高い部活動の在り方については、スポーツ障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、併せて教員の働き方改革にも資するよう、平成30年3月にスポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。

神奈川県でも国のガイドラインに則り、「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」が策定された。

綾瀬市教育委員会では、中学校の部活動が多様な形で適切に実施される環境の整備を示し支援を行うことから、国のガイドライン及び県の指針を参考に、本方針を策定した。

また、本方針では、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針等の策定

① 運営方針等の作成

校長は、学校教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の運営方針等を検討し作成する。

② 活動計画の作成

顧問の教員及び部活動指導顧問（以下「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、運営方針等を踏まえた活動計画を作成する。併せて、部活動顧問は活動内容や年間の経費等について、保護

者・生徒に説明する機会を設定し理解を得る。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

① 各部活動への適切な管理・指導

校長は、部活動が部活動顧問の積極的な取組に支えられるところが大きいことや学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導への適切な管理・指導を行う。

② 顧問の配置と指導の充実

部活動顧問の複数名配置を心がけるとともに、部活動顧問間や部活動指導協力者との役割を明確に分担したうえで有効に活用し、生徒の活動が充実するよう努める。

③ 活動についての情報共有

校長および部活動顧問は、各部の運営や指導に関して意見を交換し、情報共有を図るよう努める。

④ 部員への指導及び支援

部活動顧問は、部員の技術指導だけに留まらず、生活指導など多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援すること。

⑤ 指導者の負担把握と指導及び是正

校長は、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶することが重要である。

4 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活を送ることが重要であることから、適切な休養日等を確保することが必要である。

また、休養日の設定に当たっては次のとおりに設定する。

◎学期中は週当たり2日以上の休養日設ける。(平日は少なくとも1日以上、土曜日、日曜日及び祝日は1日以上休養日設ける。週末大会参加等で活動した場合は、休養日は振り替える。)

◎長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分休養を取ることができるとともに、ある程度長期の休養期間を設ける。

◎1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度(朝練習の時間も含む)、学校の休業日(学期中の休日を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

5 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の推進

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ごしたい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、生徒の様々な目的や目標に応じた活動ができるよう教育委員会は活動環境を整備する。

(2) 地域との連携等

校長は、学校と地域の関係団体・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化的な活動の環境の充実を支援するパートナーであるという考え方のもと、部活動の活動環境整備に努める。

6 取組の検証

本方針に示す綾瀬市中学校の部活動に係る取組について、教育委員会はその取組状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていく。